

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について（上越市）

R5.1.1

○兼務可 △兼務特例あり（注1～8参照） ×兼務不可

		専任を要しない工事（注1）			専任を要する工事（注2）			
		現場代理人	主任技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	
同一工事	現場代理人	/	○	×	/	○	×	
	主任・監理技術者		○	△ (注8)		○	×	
	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者		×	△ (注8)		×	×	
別途工事	専任を要しない工事（注1）	現場代理人	△ (注3) (注6)	△ (注3) (注6)	×	△ (注3) (注5) (注6)	×	
		主任技術者	△ (注3) (注6)	○	△ (注8)	△ (注3) (注5) (注6)	△ (注4) (注8)	
	専任を要する工事（注2）	現場代理人	△ (注3) (注6)	△ (注3) (注5) (注6)	×	△ (注3) (注6)	△ (注3) (注5) (注6)	×
		主任・監理技術者	△ (注3) (注5) (注6)	△ (注4)	×	△ (注3) (注5) (注6)	△ (注4) (注7)	×

■技術者の非専任・専任

注1：主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

注2：監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事

■現場代理人の兼務、技術者の兼務、現場代理人と技術者の兼務

[現場代理人の兼務]

注3：兼任できる工事件数は、当初請負金額が1件3,500万円未満の工事、兼任する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満で5件以内であること。また、当初請負金額が1件3,500万円以上の工事は、密接な関係のある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の2件までとする。

[技術者の兼務] …専任の監理技術者として配置される工事を除く。

注4: 専任の主任技術者を要する工事のうち、①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事、②工事現場の相互の間隔が10 km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合のみ。(①②の全てを満たす場合のみ) この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

[現場代理人と技術者の兼務] …専任の監理技術者として配置される工事を除く。

注5: 注4の規定により、両工事の主任技術者を兼務する工事であって、注3に規定する要件を満たす場合のみ。

注6: 注3の要件により、現場代理人として兼務する工事現場のいずれかに常駐しなければならないので、これらの工事現場以外の技術者や作業員にはなれない。(例外として注3の要件の範囲内であれば、他工事現場の主任技術者になれる。)

[監理技術者の兼務] …特例監理技術者の配置

注7: 監理技術者補佐を工事現場に専任で配置する場合であって、①兼務する工事が上越市(上越市ガス水道局を含む。)発注工事、で、予定価格が1億円未満の工事であること。②兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め2件までであること。ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。③兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が上越市内であることとする。④監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。(①～④の全てを満たす場合のみ)

■営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者と工事現場の技術者の兼務

注8: ①例外的に技術者の専任性が求められない工事であって、②当該営業所で契約締結した建設工事のうち、③当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、④当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合のみ(①～④の全てを満たす場合のみ)